

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： クロスボーダーで行うデリバティブ取引の決済により生ずる所得の取扱いについて

令和4年度の税制改正において、金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引または店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法および法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得（所法161①二、法法138①二）」に含まれないことが法令上明確化されました。また、外国税額控除における国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」についても同様とされました。

国税庁、取扱い変更について公表

令和3年12月24日に閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」を受け、令和4年1月に国税庁より、クロスボーダーで行う金融商品取引法の市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得（以下「デリバティブ所得」）については恒久的施設等に帰属するデリバティブ所得を除き、以下のとおり従来の取扱いから今後の取扱いへ変更すると公表されました¹。

		従来の取扱い	今後の取扱い
非居住者または外国法人に係るデリバティブ所得	国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」	該当する	該当しない
居住者または内国法人に係るデリバティブ所得	国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」	該当する	該当しない

この措置により、市場デリバティブ取引又は同条第22項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、国内資産の運用・保有所得に含まれないことを法令上明確化することとされました（法令177②二）。課税庁は、従来、デリバティブ取引に係る「契約上の地位」が資産に該当するという立場を採ってきました。しかし、これに対し、デリバティブのポジションのようなものは「資産」に該当しないと解するのが自然である²等の批判が従来からありました。

お見逃しなく！

国税庁の公表資料で、今後の取扱いを過去に遡って適用されることが明らかにされており、対応が必要なケースについて以下のとおり示されています。

非居住者または外国法人	今回の取扱いの変更により、税金が納め過ぎとなる場合には、更正の請求を行い、納め過ぎた税金の還付を求めること等ができる
居住者または内国法人	今回の取扱いの変更により、外国税額控除の額が減少する場合には、修正申告が必要な場合がある

¹ 国税庁「クロスボーダーで行うデリバティブ取引の決済により生ずる所得の取扱いについて」

<https://www.nta.go.jp/information/other/0021012-080.pdf>

² 中里実「外国法人の資産の運用・保有による所得とデリバティブ」税研 Vol18 No5 108号（平成15年）